

# 令和3年度第15号議案

令和3年度第5回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「江戸川区篠崎児童発達支援センター管理運営業務の指定管理者への外部委託について」

主管課：福祉部障害者福祉課

添付資料

- |           |              |
|-----------|--------------|
| (1) 諮問書   | p. 1         |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 10 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会長 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

江戸川区篠崎児童発達支援センター管理運営業務の指定管理者への外部委託について

2 諮問理由

江戸川区が設置する江戸川区篠崎児童発達支援センターの管理運営業務を指定管理者に委託するに当たり、当該業務には、電子計算組織で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を指定管理者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

福祉部障害者福祉課

# 写

21 福障送第 1668 号  
令和 3 年 11 月 2 日

総 務 部 長 殿

福 祉 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

## 記

### 1 諮問事項

江戸川区篠崎児童発達支援センター管理運営業務の指定管理者への外部委託について

### 2 諮問理由

江戸川区（以下「区」という。）が設置する江戸川区篠崎児童発達支援センター（以下「篠崎児童発達支援センター」という。）の管理運営業務を指定管理者に委託するに当たり、当該業務には、電子計算組織で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を指定管理者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

### 3 実施目的

区では、平成 29 年 12 月から、篠崎育成室（ 1 ）の管理運営業務を指定管理者に委託し、児童発達支援事業を行っている。当該施設の指定期間の終了に伴い、令和 4 年 4 月からは、機能を追加し、篠崎児童発達支援センター（福祉型児童発達支援センター 2 ）として、新たに開設する。

篠崎児童発達支援センターの管理運営については、引き続き民間事業者の見識及び経験を活用することにより、サービスの向上及び管理運営の効率化を図り、もって障害児の福祉の向上を図ることを目的とし、指定管理者に管理運営業務を委託するものである。

1 平成 28 年 12 月諮問答申済み

2 障害児を対象とした日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練等の支援を提供することを目的とする施設。

4 実施時期（予定）

令和3年11月	審査会への諮問
12月	指定管理者の指定
12月以降	指定管理者と協定を締結
令和4年4月	篠崎児童発達支援センター開設

5 担当部課

福祉部障害者福祉課（以下「障害者福祉課」という。）

6 業務の内容

項目	内容
業務の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業運営に関する業務</li> <li>2 施設の維持管理に関する業務</li> <li>3 経営管理に関する業務</li> <li>4 その他</li> </ol> <p>業務の内容は、別紙1「篠崎児童発達支援センターの指定管理者へ委託する業務内容」のとおり</p>
電子計算組織により個人情報を取り扱う業務の処理方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定管理者が設置する電子計算機器(以下「受託事業者 PC」という。)に障害者サービス費請求システム( )及び市販の業務管理ソフトウェアを入れて業務の処理を行う。 東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)が提供している、国保連に障害児通所給付費(以下「給付費」という。)を請求するためのシステム</li> <li>2 受託事業者 PC 内に篠崎児童発達支援センター利用者の生活状況及び支援内容並びに施設利用に係る情報を記録するファイルを作成し、利用者支援及び施設運営に必要な帳票を作成するとともにデータを記録し管理する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者の情報管理 業務に必要な以下の情報を記録する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 保護者からの聴き取り内容</li> <li>イ 関係機関からの提供情報</li> <li>ウ 篠崎児童発達支援センターでの行動観察、発達評価、療育・相談内容及び利用実績</li> </ol> </li> <li>(2) 個別支援計画の作成</li> <li>(3) 国保連への給付費の請求(毎月) <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 利用実績から算出した給付費の明細書を作成</li> <li>イ アで作成した明細書データを国保連へ送信、区へ報告</li> <li>ウ 国保連の審査後、該当月の給付費の決定通知を受信し、区へ報告 データ送受信の際は、国保連が発行する電子証明書を添付し、なりすましを防止する。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

項 目	内 容
	( 4 ) 篠崎児童発達支援センター利用料の請求 ( 毎月 ) ア 利用実績から算出した利用料の明細書を作成 イ アで作成した明細書及び利用実績を区へ提出 ウ 区が作成した納付書を受領し、利用者へ配付
運用体制	管理責任者 福祉部障害者福祉課長 ( 以下「障害者福祉課長」という。 ) 運用責任者 福祉部障害者福祉課計画調整係長 ( 以下「計画調整係長」という。 )
履行場所	篠崎児童発達支援センター ( 江戸川区篠崎町三丁目 18 番 5 号 )

## 7 個人情報の保護対策

項 目	内 容
対象者	篠崎児童発達支援センターの利用者及びその保護者
情報の内容	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、障害及び疾患の名称及び状況、障害支援区分、受給者証番号、保護者氏名、家族構成、本人の養育に係わっている世帯員の状況、児童及び保護者の意向、本人の障害及び生活の支援に関わりを持っている機関名、家族の主訴、生活及び発達の現状、生活及び発達における課題、支援方針、支援目標、支援内容、支援経過、利用日時並びに療育の内容及び利用料
管理責任体制	保護管理責任者 障害者福祉課長 保護管理事務取扱者 計画調整係長
外部委託に係る対策	1 指定管理者 法人名 株式会社エルチェ 代表者 代表取締役 今井 良行 所在地 千葉県市川市富浜二丁目 12 番 18 号 KIYビル2階 2 協定における規定 ( 1 ) 指定管理者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則 ( 以下「規則」という。 ) 個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を協定書に明記する。 ( 2 ) 江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 11.外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該協定書に明記する。 3 指定管理者の選定基準 ( 1 ) 福祉型児童発達支援センターの管理運営実績又は児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業若しくは障害児相談支援事業の実績がある法人であること。 ( 2 ) 個人情報保護責任者を配置するとともに、従事者に研修を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。 ( 3 ) 4 に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。

項 目	内 容
	<p>4 指定管理業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 受託事業者 PC は、取扱者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施していること。</p> <p>(2) 受託事業者 PC は、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、システム及びデータの保護を図ること。</p> <p>(3) 受託事業者 PC は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定すること。</p> <p>(4) 個人情報を含む紙媒体及び電子媒体は施錠できる場所に保管し、個人情報保護責任者が指名する業務従事者が鍵を管理すること。</p> <p>(5) 個人情報を含む紙媒体及び暗号化した電子媒体の搬送は、施錠可能なケースを用いて行うこと。</p> <p>(6) 指定管理業務の期間終了後、紙媒体は区へ返却し、電子媒体はデータを消去すること。その際に、廃棄媒体、廃棄日、廃棄方法等を記載した報告書を区へ提出すること。</p> <p>(7) 業務従事者の名簿をあらかじめ障害者福祉課へ提出すること。</p> <p>(8) 事故の発生に対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(9) 区の求めに応じて、業務の状況、個人情報保護対策等に係る書類の提出及び現地調査に応じること。</p> <p>(10) 事故発生時は、直ちに電話等により区に報告し、区と協議の上必要な措置を講じるとともに、改めて事故報告書により区へ報告し、改善策を協議すること。</p>
実施機関の対策	<p>1 人的セキュリティ対策</p> <p>保護管理責任者は、指定管理者及び業務従事者に対し、条例、規則及び江戸川区情報セキュリティポリシー等（以下「区の個人情報保護対策基準」という。）を遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) あらかじめ指定管理者から名簿の提出を受け、従事者を把握する。</p> <p>(2) 指定管理業務に係る個人情報保護対策の確認のため、必要に応じて指定管理者に書類の提出を求め、又は現地調査を実施する。</p> <p>(3) 事故発生時は、指定管理者から直ちに電話等により報告を受け、指定管理者と協議の上、必要な措置を講じる。</p> <p>また、指定管理者から事故報告書の提出を受け、状況を的確に把握し、改善策を協議する。</p>

## 8 参考資料

### 別紙 2 「受託事業者の事業実績一覧」

事業者の選定基準として、児童発達支援事業及び発達障害の相談・支援の実績があることとしており、選定された事業者は、専門的な訓練を実践するなど、豊富な

経験を有する法人であった。

選定された事業者に対しては、今後プライバシーマークを取得するよう指導し、取得前においても区の個人情報保護対策基準及び個人情報保護委員会の定めるガイドラインに沿った適切な個人情報保護対策を実施するよう監督を行う。

## 篠崎児童発達支援センターの指定管理者へ委託する業務内容

- 1 事業運営に関する業務
  - ・ 児童発達支援事業
  - ・ 保育所等訪問支援事業
  - ・ 相談支援（特定相談支援・障害児相談支援）事業
  - ・ 通所バス等の運行に関する業務
  - ・ 給食提供に関する業務
  - ・ 利用申請及び利用契約に係る業務
  - ・ 障害児通所給付費請求事務
  - ・ 利用料請求事務
  - ・ 要望及び苦情処理に関する対応業務
  - ・ 保護者支援（家庭支援及び移行支援）に関する業務
  - ・ 保護者向け連絡システムに関する業務
  - ・ 事業の利用に係る交通費の補助に関する業務
  - ・ 乳幼児施設巡回支援事業に関する業務
  - ・ 関係機関及び地域社会との連携に関する業務
  - ・ 発達評価に関する業務
  - ・ 職員管理業務
  - ・ 緊急時の対応に関する業務
  - ・ 施設に係る調査等への協力に関する業務
  - ・ 言語外来（ ）に関する業務
    - 利用児童を対象とした、専門職（言語聴覚士）による吃音や発声などの言語に関する相談
- 2 施設の維持管理に関する業務（下記及びそれに付随する業務も含む）
  - ・ 保守管理業務
  - ・ 清掃業務
  - ・ 備品管理業務
  - ・ 防火管理者に関する業務
  - ・ 保安警備業務
  - ・ 小規模修繕業務
- 3 経営管理に関する業務
  - ・ 事業計画書の作成業務
  - ・ 事業報告書（月次及び年次）の作成業務
  - ・ 事業評価業務
  - ・ 指定期間開始時の引継ぎを含む開設準備業務
  - ・ 指定期間終了時の引継業務

#### 4 その他

- ・区との連絡調整等
- ・文書の管理
- ・保険の加入
- ・個人情報の保護
- ・環境への配慮
- ・その他の留意事項

## 受託事業者の事業実績一覧

1	施設名	事業の種類
	児童デイサービスコンプリオ	障害児通所支援事業
	所在地	開設日
	千葉県市川市富浜 2-12-18KIY ビル 2 階	平成 23 年 1 月
業務内容		
児童発達支援、放課後等デイサービス（日中一時支援事業併設）。放課後・学校休業日の療育。		
2	施設名	事業の種類
	スキエット	障害福祉サービス
	所在地	開設日
	千葉県市川市富浜 2-12-18KIY ビル 2 階	平成 23 年 3 月
業務内容		
行動援護（移動支援事業併設）。障害児・者の外出・余暇支援		
3	施設名	事業の種類
	コンプリオ第二事業所	障害児通所支援事業
	所在地	開設日
	千葉県市川市富浜 2-12-18KIY ビル 2 階 B	平成 23 年 6 月
業務内容		
児童発達支援、放課後等デイサービス（日中一時支援事業併設）。放課後・学校休業日の療育。		
4	施設名	事業の種類
	コンプリオ第三事業所	障害児通所支援事業
	所在地	開設日
	千葉県市川市富浜 2-12-18KIY ビル 1 階 A 号室	平成 23 年 6 月
業務内容		
児童発達支援、放課後等デイサービス（日中一時支援事業併設）。放課後・学校休業日の療育。		
5	施設名	事業の種類
	発達療育 レンテ	障害児通所支援事業
	所在地	開設日
	神奈川県横浜市鶴見区中央 1-5-5 アオキビル第 28-901	平成 24 年 3 月
業務内容		
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、ABA 理論に基づく療育		
6	施設名	事業の種類
	発達療育 レンテ川崎	障害児通所支援事業
	所在地	開設日
	神奈川県川崎市川崎区砂子 2-8-1 シャンボール川崎砂子 307	平成 25 年 4 月
業務内容		
児童発達支援、放課後等デイサービス、ABA 理論に基づく療育		

7	施設名 発達療育レンテ市川	事業の種類 障害児通所支援事業
	所在地 千葉県市川市平田 2-22-5	開設日 平成 25 年 10 月
	業務内容 児童発達支援、保育所等訪問支援、ABA 理論に基づく療育	
8	施設名 発達療育レンテ市川第二	事業の種類 障害児通所支援事業
	所在地 千葉県市川市八幡 3-27-22 ニューイーストビル 4 階	開設日 平成 28 年 8 月
	業務内容 児童発達支援、ABA 理論に基づく療育	
9	施設名 ひまわり A B A 教室(発達療育レンテ名古屋)	事業の種類 障害児通所支援事業
	所在地 愛知県名古屋市東区泉 1-10-25 シュモア泉 7A	開設日 平成 28 年 9 月
	業務内容 児童発達支援、ABA 理論に基づく療育	
10	施設名 所沢市こども支援センター(発達支援)	事業の種類 障害児通所支援事業
	所在地 埼玉県所沢市泉町 186-1 こどもと福祉の未来館 2 階	開設日 平成 29 年 1 月
	業務内容 児童発達支援、保育所等訪問支援。専門相談を含む所沢市との業務委託契約	
11	施設名 エルチェ相談支援事業所	事業の種類 障害児通所支援事業
	所在地 千葉県市川市富浜 2-12-18KIY ビル 1 階店舗 B	開設日 令和 2 年 4 月
	業務内容 障害児相談支援、特定相談支援、障害児・者の計画相談	

# 令和3年度第16号議案

令和3年度第5回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)に係る業務の外部委託について」

主管課：子ども家庭部子育て支援課

添付資料

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書   | p. 1        |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 6 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会長 殿

江戸川区長 斉 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項  
ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)に係る業務の外部委託について
- 2 諮問理由  
ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を民間事業者に委託するに当たり、当該業務には、電子計算組織で個人情報を取り扱う業務が含まれており、このことが江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため
- 3 諮問関係資料  
別紙諮問依頼書(写)のとおり
- 4 担当部課  
子ども家庭部子育て支援課

# 写

21 子子送第 926 号

令和 3 年 10 月 28 日

総 務 部 長 殿

子 ども 家 庭 部 長

## 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

### 記

#### 1 諮問事項

ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)に係る業務の外部委託について

#### 2 諮問理由

ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)(以下「ベビーシッター利用支援事業」という。)を民間事業者に委託するに当たり、当該業務には、電子計算組織で個人情報を取り扱う業務が含まれており、このことが江戸川区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

#### 3 実施目的

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。

こうした需要に対応するため、今般、江戸川区(以下「区」という。)では、未就学児を養育する家庭に対して、ベビーシッター利用料の一部を助成するベビーシッター利用支援事業を行うこととする。

当該事業を民間事業者に委託することは、柔軟かつ効率的な事業の実施を可能とし、未就学児を養育する家庭に対する支援の向上を図り、もって区民サービスの更なる向上に資することを目的とするものである。

#### 4 実施時期(予定)

令和 3 年 11 月 審査会への諮問答申

12 月 委託事業者の選定プロポーザルの実施

令和 4 年 1 月 ベビーシッター利用支援事業開始

#### 5 担当課

子ども家庭部子育て支援課

## 6 業務の内容

項目	内容
業務の内容及び処理方法	<p>委託事業者は、次の業務及び処理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金申請受付業務 ベビーシッター利用者から、郵送で申請書類を受け付ける。</li> <li>2 申請書類の事前審査業務 (1) 申請書類の内容を確認し、不備がある場合は、申請者に連絡し、必要な調整を行う。 (2) 口座情報などの申請書類で確認した情報を「ベビーシッター利用支援事業利用台帳」(Excel)(以下「利用台帳」という。)に入力し、申請書類とともに区に提出する。</li> <li>3 決定通知の送付業務 (1) 区が申請書類及び利用台帳を審査し、交付決定金額等の決定内容を追記した利用台帳を受け取る。 (2)(1)を基に、決定通知を作成し、申請者に送付する。</li> <li>4 問合せ対応業務 業務の概要については、別紙のとおり</li> </ol>
運用体制	<p>管理責任者 子ども家庭部子育て支援課長(以下「子育て支援課長」という。)</p> <p>運用責任者 子ども家庭部子育て支援課計画係長(以下「計画係長」という。)</p>
履行場所	委託事業者の事業所

## 7 委託における個人情報の保護対策

項目	内容
対象者	江戸川区在住で、未就学児を養育する世帯のうち、都の定めるベビーシッター認定事業者を利用した世帯
情報の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託業務で扱う個人情報の項目 児童の氏名、性別、生年月日及びベビーシッターの利用内訳(利用日時、利用したベビーシッター事業者名及び利用料) 保護者の氏名、住所、電話番号及び口座情報並びに決定内容及び問合せ対応記録</li> <li>2 委託処理予定件数 300件/月</li> </ol>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 子ども家庭部子育て支援課長</p> <p>保護管理事務取扱者 計画係長</p>
外部委託に係る対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託契約における規定 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則(以下「規則」という。)個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、当該契約書等に明記する。</li> </ol>

## 2 委託事業者の選定基準

- (1) 業務従事者に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。
- (2) 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。
- (3) 3 に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。

## 3 委託業務に係る個人情報保護対策

- (1) 個人情報を含む紙媒体及び電子媒体は、専用保管庫等に施錠の上、保管すること。
- (2) 作業室、個人情報を保管する専用保管庫等へ入退室ができる者を限定し、入退室記録を適正に管理すること。
- (3) 当該事務処理を行う情報システムは、これを取扱うことができる者を限定し、ID 及びパスワードによりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないように保護対策を施すこと。

また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理すること。

- (4) 委託事業者 PC は、ウイルス対策ソフトを導入し、システム及びデータの保護を図ること。
- (5) 個人情報を含む紙媒体及び電子媒体の搬送はセキュリティ対策を講じた上で行うこと。
- (6) 事故、災害及びトラブルに対応できる体制並びに手順を整えること。
- (7) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。
- (8) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。
- (9) 本業務に用いた個人情報を含む紙媒体及び電子媒体は、各支援利用者に対する支援終了時又は業務の委託期間終了時に区に返却すること。

また、電子データで保有する個人情報は、安全確実な方法で速やかに廃棄し、廃棄した旨の報告を区に行うこと。

- (10) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。
- (11) 条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るための措置を講ずること。

	<p>(12) 個人情報の電算処理を行うパソコンは、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定すること。</p> <p>(13) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。</p>
<p>実施機関の対策</p>	<p>1 人的セキュリティ対策 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策 (1) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。 (2) 委託事業者が行う業務手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、業務に不備がないか点検を行う。</p>

【別紙】

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の実施について

1 事業目的

未就学児を養育している保護者への保育サービスの拡充及び負担の軽減

2 事業内容

未就学児を養育している家庭がベビーシッターを利用する場合、その利用料の一部を助成する。補助金額は児童1人1時間当たり2,500円(夜間帯利用の場合3,500円)

利用上限 児童1人当たり年144時間

多胎児(双子、三つ子等)の場合1人当たり年288時間

3 利用見込み

対象者 約33,000人

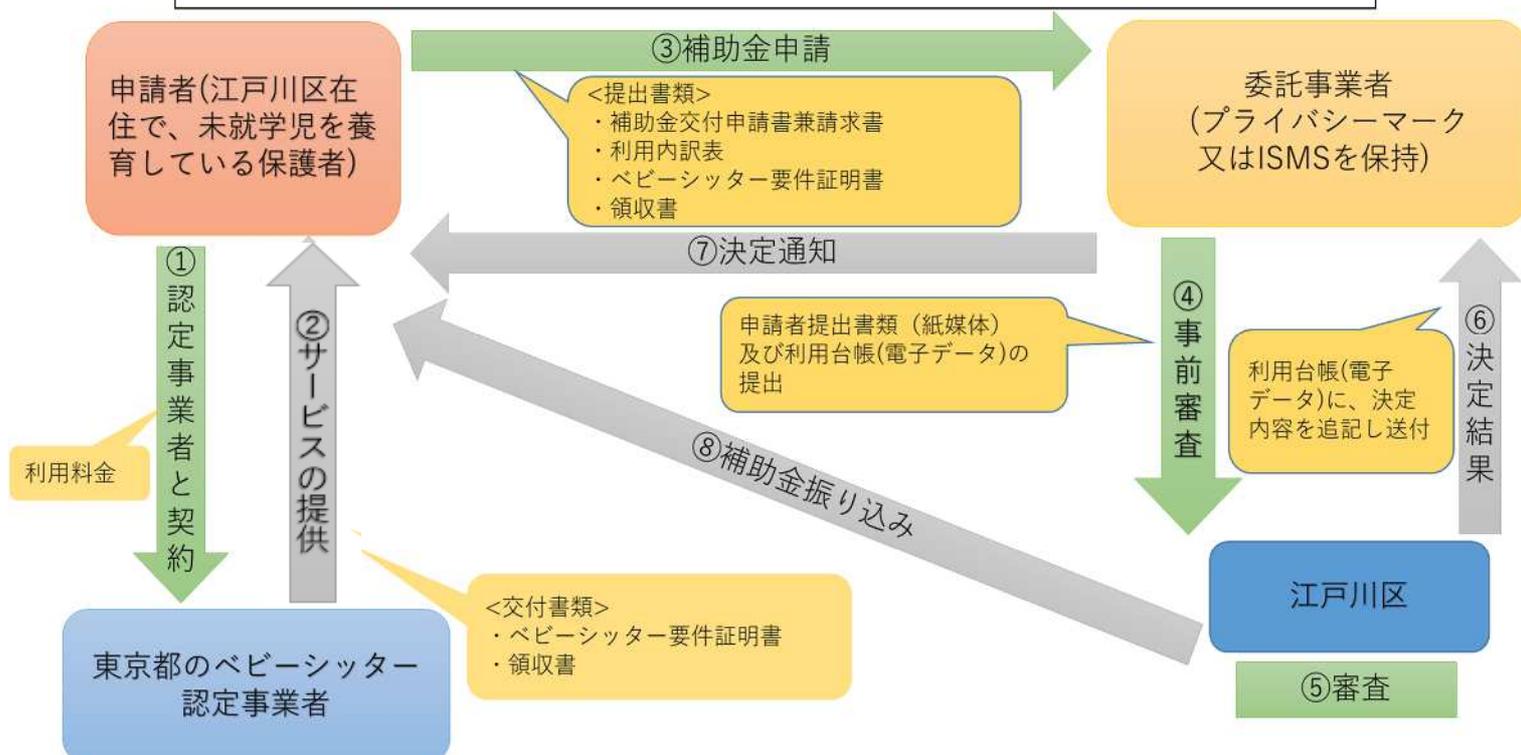
利用見込み 1か月当たり300人

4 事業の周知方法

HP、広報えどがわ等

5 業務の流れ

ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)スキーム



# 令和3年度第17号議案

令和3年度第5回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「家事・育児支援事業に係る業務の外部  
委託及び外部結合について」

主管課：子ども家庭部相談課

添付資料

(1) 諮問書

p. 1

(2) 諮問依頼書

p. 2 ~ p. 12

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会長 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項及び第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

家事・育児支援事業に係る業務の外部委託及び外部結合について

2 諮問理由

既存の 0 歳児家庭サポート事業を拡充した家事・育児支援事業を実施するに当たり、当該業務には電子計算組織で個人情報を取り扱う業務が含まれており、当該業務を民間事業者へ委託することが江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当し、委託事業者が使用するオンラインストレージサービス(HENNGE Secure Transfer)と江戸川区が用意する総合行政インターネット接続端末を結合することが、条例第 15 条第 1 項に規定する区の機関以外の電子計算組織との通信回線による結合に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

子ども家庭部相談課

# 写

21 子相送第 191 号  
令和 3 年 1 1 月 1 日

総 務 部 長 殿

子 ども 家 庭 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項及び第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

## 記

### 1 諮問事項

家事・育児支援事業に係る業務の外部委託及び外部結合について

### 2 諮問理由

既存の 0 歳児家庭サポート事業（ ）を拡充した家事・育児支援事業を実施するに当たり、当該業務には電子計算組織で個人情報を取り扱う業務が含まれており、当該業務を民間事業者へ委託することが江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当し、委託事業者が使用するオンラインストレージサービス(HENNGE Secure Transfer)と江戸川区（以下「区」という。）が用意する総合行政インターネット接続端末（以下「インターネット端末」という。）を結合することが、条例第 15 条第 1 項に規定する区の機関以外の電子計算組織との通信回線による結合に該当するため

平成 31 年 1 月諮問答申済み

### 3 実施目的

昨今の児童虐待問題や子どもの貧困問題に対する根本的な解決を目指すためには、子育ての悩みや孤立感を感じている家庭を早期に発見し、必要な行政支援につなげることが必要である。また、慣れない育児に精神的にも肉体的にも疲弊し、家事を行うことが負担と感じている親は多い。

このような問題に対応するため、今般、区では、3 歳未満の児童（一部保育要件あり）を保育する家庭又は多胎妊婦がいる家庭に対し、有償（一部無償）で家事支援サービスを提供する家事・育児支援事業を行うこととする。

この事業を実施するに当たっては、家事・育児支援サポーターの管理業務、利用調整業務等の家事・育児支援事業に係る業務を専門的知識及び業務実績を有する民間事業者（以下「委託事業者」という。）に委託し行うものとする。また、委託事業者が支援実施報告書を提出する際には、オンラインストレージサービスである HENNGE Secure Transfer を

利用する。

家事・育児支援事業を民間事業者に委託することは、柔軟かつ効率的な事業の実施を可能とし、3歳未満の児童を保育する家庭又は多胎妊婦がいる家庭に対する支援の向上を図り、もって区民サービスの更なる向上に資することを目的とするものである。

保育要件がある場合は、保育サービス(認可保育所、認定子ども園、認証保育所、保育ママ、地域型保育施設及び企業主導型保育施設(一時預かりは除く。))を利用していない児童(未就園児)に限る。

#### 4 実施時期(予定)

令和3年11月中旬 審査会への諮問答申  
11月下旬 令和3年度委託事業者との随意契約  
令和4年1月 委託業務及び外部結合開始

#### 5 担当部課

子ども家庭部相談課(以下「相談課」という。)

#### 6 業務の内容

項目	内容
業務の内容	委託事業者は、次の業務を行う。 1 家事・育児支援サポーター管理業務 (1) 家事・育児支援サポーターの募集、研修及び派遣 (2) 家事・育児支援サポーターへの報酬支払 (3) 利用料金の收受、管理 (4) 家事・育児支援内容の管理監督 2 利用調整業務 (1) 利用申請受付 (2) 資格確認 (3) 利用調整 (4) 利用者からの問合せ対応 3 報告書作成業務 (1) 利用家庭に係る実績報告書の作成及び区への提出 (2) 派遣実績報告書の作成及び区への提出 4 その他 (1) 利用家庭に対し必要な区のサービスについて情報提供を行う。 (2) 行政支援が必要な家庭についての情報を区に報告する。 業務の内容については「別紙1」のとおり
運用体制	管理責任者 子ども家庭部相談課長(以下「相談課長」という。) 運用責任者 子ども家庭部相談課事業係長(以下「事業係長」という。)
履行場所	家事・育児支援事業の利用者宅及び委託事業者の事務所

## 7 委託における個人情報の保護対策

項目	内容
対象者	1 3歳未満の児童(一部保育要件あり)又は多胎妊婦のいる世帯 2 家事・育児支援サポーター
情報の内容	1 委託業務で扱う個人情報の項目 (1) 家事・育児支援事業の利用者の情報 ア 利用調整業務 児童の氏名、住所、連絡先、生年月日、年齢、保育サービスの利用状況、生活状況、健康状態、希望する家事支援の内容、世帯構成、保護者の氏名、親子(母子)健康手帳の交付番号(多胎妊婦のみ)、住民税課税状況、生活保護申請の有無、メールアドレス、緊急連絡先 イ 利用料金の管理業務 利用料金、利用料金の支払いの有無 ウ 報告書作成業務 児童の氏名、住所、連絡先、生年月日、年齢、利用した家事支援の内容、世帯構成、保護者の氏名、利用申込日、利用開始日、利用終了日、利用時間の履歴、支援時の保護者や児童の様子、支援時に気になったこと (2) 家事・育児支援サポーターの情報 氏名、住所、連絡先、メールアドレス、生年月日、年齢、銀行口座情報、ヘルパー資格有無、職業経歴 2 委託業務で処理する個人情報の件数 2,800世帯/年
管理責任体制	保護管理責任者 相談課長 保護管理事務取扱者 事業係長
外部委託に係る対策	1 委託候補事業者(令和3年度随意契約の候補事業者) 法人名 株式会社パーソナライフケア 代表者 代表取締役社長 高橋 康之 所在地 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 現時点で予定している事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している。 2 委託契約における規定 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則(以下「規則」という。)個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、当該契約書等に明記する。 3 委託事業者の選定基準 (1) 業務従事者に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。

(2) 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。

(3) 事業者又はその企業グループにおいて、地方自治体からの公的業務の受注実績があること。

(4) 4 に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。

#### 4 委託業務に係る個人情報保護対策

(1) 個人情報を含む紙媒体及び電子媒体は、専用保管庫等に施錠の上、保管されていること。

(2) 作業室、個人情報を保管する専用保管庫等へ入退室ができる者を限定し、入退室記録が適正に管理されていること。

(3) 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID 及びパスワードによりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないように保護対策を施していること。

また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理すること。

(4) 当該事務処理を行う委託事業者 PC には、ウイルス対策ソフトを導入し、システム及びデータの保護を図ること。

(5) 個人情報を含む紙媒体及び暗号化した電子媒体の搬送は、施錠可能なケースを用いて行うこと。

(6) 事故、災害及びトラブルに対応できる体制並びに手順を整えること。

(7) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。

(8) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。

(9) 本業務に用いた個人情報を含む紙媒体及び電子媒体は、各支援利用者に対する支援終了時又は業務の委託期間終了時に区に返却すること。

また、電子データで保有する個人情報は、速やかに廃棄し、廃棄した旨の報告を区に行うこと。

(10) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。

(11) 条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図る

	<p>ための措置を講ずること。</p> <p>(12) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。</p>
実施機関の対策	<p>1 人的セキュリティ対策</p> <p>保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 個人情報を含む紙媒体、電子媒体等の受渡しは、所管課において、区職員と委託事業者の業務責任者が直接行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別、数量、その他必要な事項を受渡簿に記録する。</p> <p>(2) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 委託事業者が行う業務手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、業務に不備がないかの点検を行う。</p>

## 8 システム及び外部結合の内容

項目	内容
システムの機能	<p>ファイル転送機能</p> <p>委託事業者がオンラインストレージ (HENNGE Secure Transfer) にアップロードした支援実施報告データを区がダウンロードする。</p>
結合先	<p>HENNGE Secure Transfer</p> <p>サービス提供事業者：HENNGE 株式会社</p> <p>(東京都渋谷区南平台町 16 番 28 号 Daiwa 渋谷スクエア)</p> <p>ISMS 認証 (ISO/IEC27001:2013、JISQ27001:2014 及び ISO/IEC27018:2014) 取得済み</p>
システムの結合方法	<p>相談課に設置されたインターネット端末とサービス提供事業者が管理・運用するオンラインストレージをインターネット回線 (SSL/TLS 暗号化通信) により結合する。</p>
運用方法	<p>1 システム管理者</p> <p>相談課長</p> <p>2 システム運用責任者</p> <p>事業係長</p> <p>3 システム利用者</p> <p>相談課職員のうち、システム管理者が指定した職員</p> <p>4 システム保守及び障害対応</p> <p>(1) インターネット接続環境上の通信障害及び端末の動作障害</p> <p>DX 推進課へ作業依頼を行う。</p> <p>(2) システム上の保守及び障害</p>

項 目	内 容
	サービス提供事業者へ作業依頼を行う。

## 9 外部結合における個人情報の保護対策

項 目	内 容
対象者	3歳未満の児童を保育する家庭又は多胎妊婦がいる家庭
情報の内容	委託事業者による支援実施報告 児童の氏名、住所、連絡先、生年月日、年齢、利用した家事支援の内容、世帯構成、保護者の氏名、利用申込日、利用開始日、利用終了日、利用時間の履歴、支援時の保護者や児童の様子、支援時に気になったこと
管理責任体制	保護管理責任者 相談課長 保護管理事務取扱者 事業係長
外部結合先に係る対策	1 アップロードしたデータは暗号化し、データごとに、パスワードを設定する。また、取得有効期間を設定し、期間終了後は、オンラインストレージ上にデータが残らないようにする。 2 常時、不正アクセスの自動検知、防御機能を稼働する。 3 インターネット接続は、SSL/TLS 暗号化する。
実施機関の対策	1 物理的セキュリティ対策 個人情報を取扱うインターネット端末は、盗難等を防ぐため、執務室内の所定の机の上に設置し、金属製のセキュリティワイヤーにより机に固定した状態で使用する。なお、セキュリティワイヤーの鍵は、相談課に所属する職員のうち、保護管理責任者が指定する職員が管理する。 2 人的セキュリティ対策 (1) 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び江戸川区情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。 (2) システム利用者に対し、江戸川区情報セキュリティポリシー第2章江戸川区情報管理安全対策要綱の第5条情報セキュリティ対策並びに第3章江戸川区情報管理安全対策基準の4.組織体制、8.人的セキュリティ及び9.技術的セキュリティに規定する利用者の責任を徹底する。 3 運用上のセキュリティ対策 (1) システム利用者は、保護管理責任者が指定した職員のみとする。 (2) インターネット端末に備わっているウイルス対策ソフトウェア及びウイルスパターンファイルにより対策を行う。

## 10 江戸川区情報セキュリティポリシーへの対応 別紙2のとおり

## 家事・育児支援事業の実施について

### 1 事業目的

- (1) 3歳未満の児童（一部保育要件あり）を家庭で養育している保護者又は多胎妊婦の家事負担の軽減
- (2) 支援が必要な家庭を発見し、適切なサービスにつなぐ。

### 2 事業内容

3歳未満の児童（一部保育要件あり）又は多胎妊婦のいる家庭に、児童の年齢や人数、保育要件に応じた家事・育児支援サービスを提供する。  
要件、時間数については別表1・2参照

### 3 提供する家事支援

食事提供、清掃、洗濯、子どもの世話の介助、通院介助その他必要な用務  
ベビーシッターを除く

### 4 対象世帯

3歳未満の児童（一部保育要件あり）又は多胎妊婦のいる約2,800世帯。  
保育要件がある場合は、保育サービスの利用の有無を確認する。  
保育サービスとは、認可保育所、認定子ども園、認証保育所、保育ママ、地域型保育施設及び企業主導型保育施設（一時預かりは除く）

### 5 補助金について

とうきょうママパパ応援事業実施要綱  
とうきょうママパパ応援事業補助金交付要綱  
実施期間：令和2～6年度  
都補助10/10

### 6 運営方法

家事・育児支援専門会社に委託し実施  
（委託業務内容：受付、サポーター確保、派遣、利用料金の収受、報酬支払、支援報告書作成等）  
事業者は、令和3年度（令和4年1月～3月）は随意契約、令和4年度はプロポーザルにより選定

### 7 事業の周知方法

妊婦全数面接時、母子バック配布時、新生児訪問時、健診時、病院へのポスター掲示  
その他HP等で周知

8 支援効果

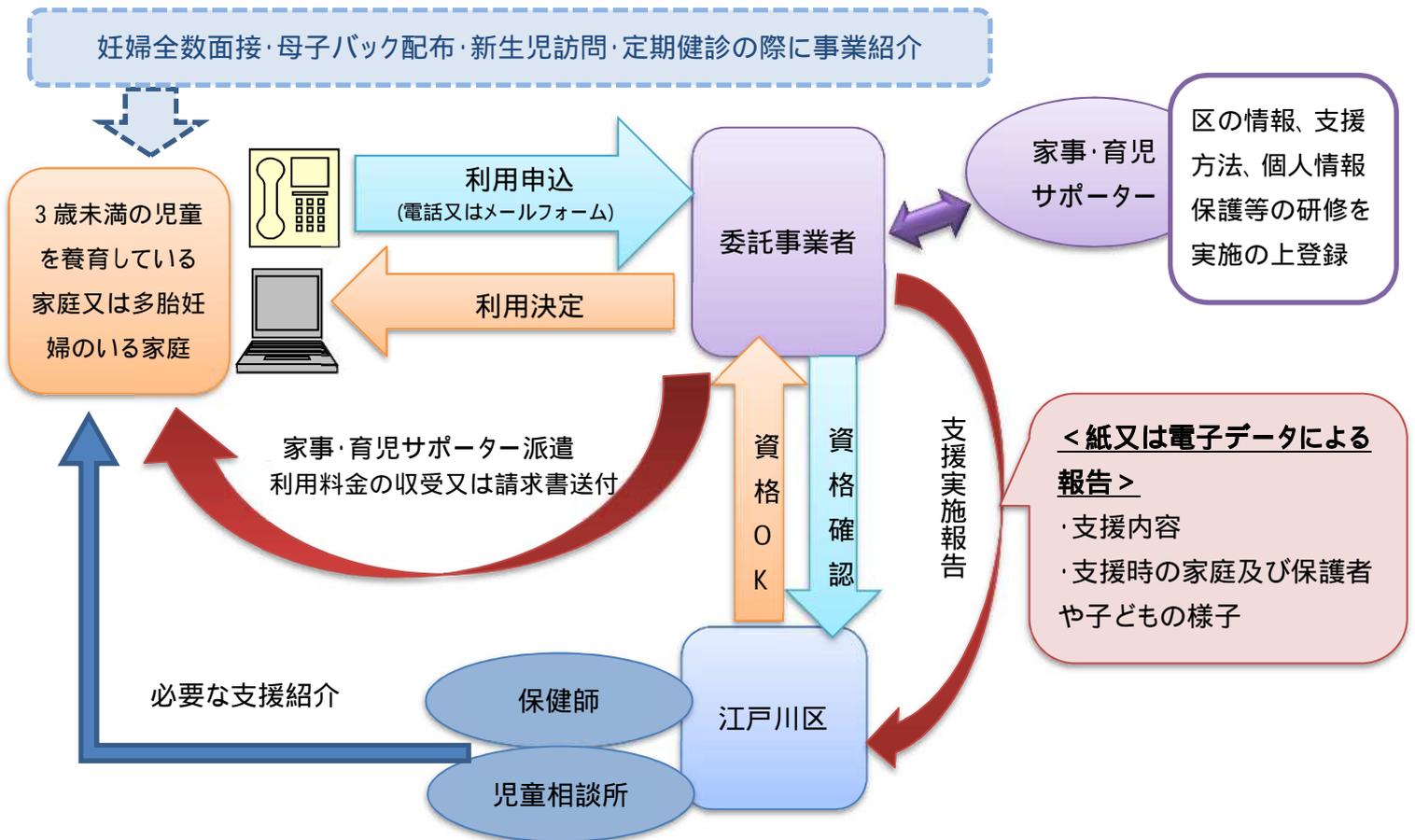
「子育ての楽しさを感じる基盤づくりのお手伝い」

- ・問題の早期発見、行政支援へのつなぎ
- ・各種地域サービス情報の提供
- ・育児の孤立感の解消
- ・育児に専念する時間、精神的余裕の確保

9 その他

家事・育児支援の中で気が付いた点は、随時保健師や児童相談所に情報提供を行う。

10 「家事・育児支援事業」支援スキーム



【別表 1 多胎児以外】

対象児	兄弟構成	保育要件 ( 1 )	上限時間数 ( 2 )	備考
0 歳児	第 1 子の場合	無	60 時間	保育サービスを利用して いない 0 歳児は、上限時間 のうち 1 4 時間を無償で 利用できる
	1 歳児の兄弟がいる場合	無	180 時間	
	2 歳児の兄弟がいる場合	無	180 時間	
	3 歳以上の兄弟がいる場合	有	20 時間	
1 歳児	第 1 子の場合	有	20 時間	2 歳児の兄弟が保育サー ビスを利用している場合 は、上限時間が 20 時間 になる
	2 歳児の兄弟がいる場合	有	40 時間	
	3 歳以上の兄弟がいる場合	有	20 時間	
2 歳児	第 1 子の場合	有	20 時間	
	3 歳以上の兄弟がいる場合	有	20 時間	

【別表 2 多胎児】

対象児	保育要件 ( 1 )	上限時間数 ( 2 )	備考
妊娠が判明してから 1 歳未満	無	240 時間	
1 歳以上 2 歳未満	無	180 時間	
2 歳以上 3 歳未満	無	120 時間	

- 1 保育要件が有の場合、保育サービスを利用していない児童(未就園児)に限る。
- 2 利用は 1 回当たり 2 時間以上。

## 「HENNGE Secure Transfer システム」の情報セキュリティポリシー対応

項目	HENNGE Secure Transfer システムとの外部結合について 【 】対応の手法	情報セキュリティポリシーの関係条文
1.管理体制	<p>本システムの本区における管理責任体制</p> <p>【運用規程に定める】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム管理者（情報セキュリティ管理者） 子ども家庭部相談課長</li> <li>・システム運用管理者 子ども家庭部相談課事業係長</li> <li>・システム運用担当者 システム管理者が指定する、子ども家庭部相談課事業系の職員</li> </ul>	要綱第5条
2.情報資産の分類と管理	<p>秘密情報の分類と管理</p> <p>本システムにおいて取り扱う情報のうち、以下の情報を「秘密情報」とし、情報へのアクセス、外部出力などについて制限する。</p> <p>《秘密情報》</p> <p>委託事業者による支援実施報告 (児童の氏名、住所、連絡先、生年月日、年齢、利用した家事支援の内容、世帯構成、保護者の氏名、利用申込日、利用開始日、利用終了日、利用時間の履歴、支援時の保護者や児童の様子、支援時に気になったこと)</p> <p>システム利用者（アクセス権）の制限</p> <p>システム運用担当者のみがアクセスする。</p>	要綱第5条 基準5
3.情報セキュリティ対策 1)物理的セキュリティ対策 2)人的セキュリティ対策 3)技術及び運用におけるセキュリティ対策	<p>サーバ等の設置場所</p> <p>【株式会社 HENNGE が対応する】</p> <p>電源対策</p> <p>【株式会社 HENNGE が対応する】</p> <p>配線等の維持</p> <p>【株式会社 HENNGE が対応する】</p> <p>利用者の役割と責任の徹底</p> <p>【運用規程に定め、システム管理者及びシステム運用管理者が徹底を図る】</p> <p>システム利用者に対し、江戸川区情報管理安全対策基準8～9に規定する利用者の責務を徹底する。</p> <p>システムの利用記録等の管理</p> <p>【株式会社 HENNGE が対応する】</p> <p>ネットワークの接続管理</p> <p>【株式会社 HENNGE が対応する】</p> <p>利用者パスワードの管理</p> <p>【運用規程に定め、システム運用担当者が実施する】</p> <p>委託事業者が付与したパスワードを利用し、アクセス権を管理する。</p> <p>データのバックアップ</p> <p>【株式会社 HENNGE が実施する】</p>	要綱第5条 基準7  要綱第5条 基準8～9  要綱第5条 基準第9～10

項目	HENNGE Secure Transfer システムとの外部結合について 【 】対応の手法	情報セキュリティポリシーの関係条文
	ウイルス対策 【株式会社 HENNGE が実施する】	
4. 障害、セキュリティ侵害の対応	障害時対応 【委託事業者が実施する】 障害発生時の対応については、運用規程にて定める。	要綱第 5 条 基準 10
5. 外部委託に関するセキュリティ確保	外部委託に関する情報セキュリティ確保 【システム運用担当者が実施】 委託先について個人情報等の保護対策を確認するとともに江戸川区個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づき個人情報の遵守事項を契約書に規定しその遵守状況を確認する。	要綱第 10 条 基準 11
6. 運用規程の整備	運用規程の策定 【システム管理者がシステム運用管理者と協議し定める】 情報セキュリティポリシーに即し、第 1 項から第 5 項までのセキュリティ対策により、運用規程を策定する。	要綱第 13 条 基準 12

# 令和3年度第18号議案

令和3年度第5回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「父親ピアサポート事業（仮）に係る業務の外部委託について」

主管課：健康部健康サービス課

添付資料

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書   | p. 1        |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 6 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会長 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項  
父親ピアサポート事業（仮）に係る業務の外部委託について
- 2 諮問理由  
父親ピアサポート事業（仮）に係る業務を実施するに当たり、当該業務には、電子計算組織で個人情報を取り扱う処理が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため
- 3 諮問関係資料  
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課  
健康部健康サービス課

# 写

21 健サ送第 554 号  
令和 3 年 10 月 27 日

総務部長殿

健康部長

## 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

### 記

#### 1 諮問事項

父親ピアサポート事業（仮）に係る業務の外部委託について

#### 2 諮問理由

父親ピアサポート事業（仮）に係る業務を実施するに当たり、当該業務には、電子計算組織で個人情報を取り扱う処理が含まれており、当該業務を民間事業者へ委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

#### 3 実施目的

令和 4 年 4 月から、江戸川区（以下「区」という。）では、区在住の妊婦の夫やパートナー、0～2 歳児の父親（以下「父親等」という。）に対して育児について学び、仲間（ピア）を育む交流の場を提供する事業「父親ピアサポート事業（仮）」を実施する。

当該事業の実施においては、父親等の育児への関心の高まりに应运っていくため、専門的な知識と実績のある民間事業者へ委託することとする。

子育てに悩む父親等を支援することで、父親等のうつ予防と児童虐待の未然防止を図り、もって区民の健康維持と福祉向上に資するものである。

#### 4 実施時期（予定）

令和 3 年 11 月 審査会へ諮問、答申後プロポーザルにて委託事業者選定

令和 4 年 2 月 委託契約締結

令和 4 年 4 月 委託業務開始

#### 5 担当部課

健康部健康サービス課（以下「健康サービス課」という。）

## 6 業務の内容

項目	内容
業務の内容及び処理方法	<p>委託事業者は、父親ピアサポート事業（仮）に係る次の業務及び処理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 父親ピアサポート事業（仮）実施業務           <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）子どもの発育発達過程に応じた育児についての講義を実施し、共通のテーマに沿った参加者同士の交流時間を設ける。</li> <li>（2）参加者からの相談を受け付ける。</li> <li>（3）参加者アンケートを実施し、フィードバックを行う。</li> <li>（4）受講修了者に対して、修了証明書をメール又は紙媒体で通知する。</li> </ol> </li> <li>2 受付業務           <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）受講希望者からメールにより、参加申込みを受け付ける。申込みに必要な情報は次のとおり。 父親等の氏名、郵便番号、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス及び受講希望日並びに子どもの氏名及び生年月日</li> <li>（2）取得した情報と決定した受講日を記載した参加者名簿（電子データ）を作成する。</li> <li>（3）父親ピアサポート事業（仮）の実施当日に、作成した参加者名簿にて出欠確認をする。</li> </ol> </li> <li>3 受講日の決定及び通知業務 申込みに基づき、受講日を決定し、受講希望者へメールで通知する。</li> <li>4 実施報告業務           <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）区に参加者名簿及び事業実施結果を紙媒体で報告する。</li> <li>（2）うつ予防と虐待予防の観点から継続的な支援が必要な参加者がいた場合は区へ引継ぐ。</li> <li>（3）実施終了に伴い不要となった個人情報を含むデータは消去し、区へ消去報告を行う。 事業の概要は、別紙「父親ピアサポート事業（仮）の実施について」のとおり</li> </ol> </li> </ol>
運用方法	<p>管理責任者 健康部健康サービス課長（以下「健康サービス課長」という。） 運用担当者 健康部健康サービス課母子保健係長（以下「母子保健係長」という。）</p>
履行場所	委託事業者の事業所

## 7 個人情報の保護対策

項目	内容
対象者	区在住の父親等及びその子ども
情報の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人情報の項目 父親等の氏名、郵便番号、住所、生年月日、電話番号及びメールアドレス、受講（希望）日並びに子どもの氏名及び生年月日</li> <li>2 委託処理予定件数 年間 約 240 件</li> </ol>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 健康サービス課長 保護管理事務取扱担当者 母子保健係長</p>
外部委託に係る対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託契約における規定 （1）委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則</li> </ol>

	<p>(以下「規則」という。)、個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。</p> <p>(2) 江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 11.外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。</p> <p>2 委託事業者の選定基準</p> <p>(1) 社員に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。</p> <p>(2) 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度における ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であることを原則とすること。取得していない場合には、プライバシーマーク又は ISMS 認証の取得に努めるものとする。</p> <p>(3) 3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>3 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 作業室及び個人情報が含まれる媒体を保管する場所等へ入退室できる者を特定し、入退室記録を適正に管理すること。</p> <p>(2) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。</p> <p>(3) 当該事務処理を行う事業者のパソコンは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID 及びパスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施すこと。 また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理すること。</p> <p>(4) 個人情報を含む紙媒体は専用キャビネット等に施錠の上保管すること。</p> <p>(5) 個人情報を含む紙媒体の搬送は、施錠可能なケースを用いて行うこと。</p> <p>(6) 事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(7) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。</p> <p>(8) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(9) 各月ごとに実施済み事業の紙媒体を区へ提出し、パソコンのデータは消去の上、区へ消去報告を行うこと。</p> <p>(10) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中、契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p> <p>(11) 受託事業者 PC は、ウイルス対策ソフトを導入し、システム及びデータの保護を図ること。</p> <p>(12) 個人情報の電算処理を行うパソコンは、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定すること。</p>
<p>実施機関の対策</p>	<p>1 人的セキュリティ対策 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 個人情報を含む紙媒体の受渡しは、健康サービス課において、区職員と委託事業者の業務従事者が直接行うものとし、日付、担当者</p>

	<p>名、情報の内容及び数量その他必要な事項を受渡簿に記録する。</p> <p>(2) 委託事業者が行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。</p> <p>(3) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。</p>
--	--

## 1 事業目的

江戸川区在住の妊婦の夫やパートナー、0から2歳児の父親が育児スキルを学び、父親仲間と子育てに関する悩みや情報交換ができる場を提供し、子育てに悩む父親の支援を行うことで、父親のうつ予防と児童虐待を未然に防止するものである。

## 2 事業内容

子どもの発育発達過程に応じた育児についての講義を行う。  
参加者同士の交流時間を設ける。  
参加者からの相談に応じる。

## 3 対象

江戸川区在住の妊婦の夫やパートナー、0から2歳児の父親

## 4 補助金について

とうきょうママパパ応援事業

## 5 運営方法

父親支援事業の実績のある事業者へ業務委託  
公募型プロポーザル方式により選定

## 6 事業の周知方法

妊婦全数面接(ぴよママ相談)時、新生児訪問・赤ちゃん訪問時、乳幼児健康診査時、各健康サポートセンターでの相談時、その他区ホームページ、子育て応援アプリ ぴよナビえどがわ等で周知

## 7 支援効果

- 「乳幼児の父親の育児に関するうつ予防と、児童虐待の未然防止」
- 父親の子育てに関する悩みや問題の早期発見と早期解決
  - 育児の孤立感の解消

## 8 その他

相談業務の中で気が付いた点は、随時健康サポートセンターの保健師や児童相談所に情報提供を行う。

# 令和3年度第19号議案

令和3年度第5回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「国が提供する新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用に係る外部委託の追加について」

主管課：健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課

添付資料

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書   | p. 1        |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 8 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会長 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

国が提供する新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用に係る外部委託の追加について

2 諮問理由

江戸川区新型コロナウイルスワクチン事業のうち、国が提供する新型コロナウイルスワクチン接種記録システムを用いる外部委託業務において取り扱う個人情報の追加に伴い、電子計算組織による個人情報の処理が含まれており、当該業務を民間事業者へ委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課

# 写

21 新コワ送第 58 号  
令和 3 年 11 月 1 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

## 記

### 1 諮問事項

国が提供する新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用に係る外部委託の追加について

### 2 諮問理由

江戸川区新型コロナウイルスワクチン事業（以下「ワクチン事業」という。）のうち、国が提供する新型コロナウイルスワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）を用いる外部委託業務（ ）において取り扱う個人情報の追加に伴い、電子計算組織による個人情報の処理が含まれており、当該業務を民間事業者へ委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

令和 3 年 4 月諮問答申済み

### 3 実施目的

区が VRS に登録した個人情報の管理及び VRS を利用した業務の外部委託については、令和 3 年 4 月に諮問答申済みであるが、国が新たに VRS の機能として接種証明書の発行機能を追加し、VRS に国籍・地域及び旅券番号を新たに記録することとなった。

また、接種証明書の申請受付・発行・発送業務についても VRS を利用した業務の委託内容に追加するとともに医療機関等が VRS に登録した膨大な接種記録の整合性の確認を行うため、VRS に登録した接種記録の確認業務についても委託し行うものとする。

VRS に新たに国籍・地域及び旅券番号を記録することで円滑に VRS から接種証明を発行することが可能となり、また、現在の委託業務に接種証明書に係る業務等を追加することで、事務処理の効率化を図り、もって区民の健康福祉の向上に資することを目的とする。

なお、感染状況の変動により、今後も国の指示により、VRS に登録する個人情報の項目

の追加及び、それに伴う VRS を利用した業務の外部委託やワクチン事業に係る委託業務（ ）で取り扱う個人情報の項目の追加が予想される。ワクチン接種に係る業務は緊急性が高いものであるため、今後、国が指定する個人情報の項目については、区が指定する保護対策の範囲に限り委託業務において取り扱わせることを今回併せて諮問することとする。

令和 3 年 1 月及び 2 月諮問答申済み

4 実施時期

令和 3 年 11 月 審査会への諮問

12 月 外部委託開始

5 担当部課

健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課

6 業務の内容及び個人情報の保護対策

項 目	内 容
業務の内容	<p>1 追加業務</p> <p>( 1 ) VRS に登録した個人情報の管理業務 区や住民が VRS に登録した個人情報の管理業務を行う。</p> <p>( 2 ) VRS を利用した業務</p> <p>ア 接種証明書の申請受付・発行・発送業務 住民からの接種証明書の申請を受け付け、申請内容の審査の上、接種証明書の発行及び発送を行う。 また、不備のあった申請については、電話・郵送等の方法により申請者・被接種者・接種実施医療機関等に不備の修正を依頼する。</p> <p>イ VRS に登録した接種記録の確認業務 区が提供する VRS に登録された接種記録と紙の予診票とを比較し、接種記録が適切に登録されているかの確認を行う。</p> <p>2 ワクチン事業に係る業務</p> <p>( 1 ) 予防接種の支払いに係る審査・データ作成業務 請求内容を審査し、支払い対象リストを作成する。</p> <p>( 2 ) データ入力・照会業務 接種記録等予防接種に係るデータをシステム等に入力する。また、他の業務において接種記録や住民登録等の確認を行う必要がある場合、各種照会を行う。</p> <p>( 3 ) 接種勧奨通知などの通知の作成及び封入・封かん業務 宛名等を印字した通知を作成し、封入・封かんの上、対象者に送付する。</p> <p>( 4 ) コールセンター業務 問合せに対応し、必要に応じて対応内容を記録する。</p> <p>( 5 ) 予約システムの運営に係る業務 予防接種の予約の受付に必要なシステムを用意し、運営を行う。</p> <p>( 6 ) 実施状況の報告業務 実施状況の報告書等作成し、区へ報告する。</p>

運用方法	管理責任者 健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課長 (以下「ワクチン接種担当課長」という。) 運用担当者 健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課ワクチン接種計画係長(以下「ワクチン接種計画係長」という。)
履行場所	区の指定する場所及び委託事業者の事業所
対象者	江戸川区民(転出済の者も含む。)
管理責任体制	保護管理責任者 ワクチン接種担当課長 保護管理事務取扱者 ワクチン接種計画係長
情報の内容、外部委託に係る対策及び実施機関の対策	1 VRS に登録した個人情報の管理業務 別紙 1 のとおり 2 VRS を利用した業務及びワクチン事業に係る業務 別紙 2 のとおり

## 区が VRS に登録した個人情報の管理業務における情報の内容及び個人情報の保護対策

項 目	内 容
情報の内容	個人番号、宛名番号、氏名、生年月日、性別、券番号、転出 / 死亡フラグ、市町村コード、接種履歴登録日時、接種日、接種自治体コード、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号、券種、接種回数、先行接種者対象者フラグ、要配慮者フラグ、国籍・地域、旅券番号その他国が指定する情報
外部委託に係る対策	<p>1 委託事業者            法人名 株式会社ミラボ            所在地 東京都千代田区神田駿河台四丁目 1 番 2 号ステラお茶の水ビル 8 階            代表者 代表取締役 谷川 一也            プライバシーマーク取得済み</p> <p>2 委託契約における規定及び委託業務に係る個人情報保護対策            別添 1 「特定個人情報等に係る安全管理措置」及び別添 2 「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約書(抜粋)」のとおり</p>
実施機関の対策	<p>1 人的セキュリティ対策            保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）情報セキュリティポリシー等を遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策            ( 1 ) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講ずる。            ( 2 ) 必要に応じ、委託事業者の現場査察を実施する。</p>

## VRS を利用した業務及びワクチン事業に係る業務における情報の内容、個人情報の保護対策

項 目	内 容
情報の内容	<p>個人情報の項目</p> <p>1 VRS を利用した業務 個人番号、宛名番号、氏名、生年月日、性別、券番号、転出 / 死亡フラグ、市町村コード、接種履歴登録日時、接種日、接種自治体コード、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号、券種、接種回数、先行接種対象者フラグ、要配慮者フラグ、国籍・地域、旅券番号、住所、電話番号、渡航予定先の国・地域その他国が指定する情報</p> <p>2 ワクチン事業に係る業務 個人番号、宛名番号、氏名、生年月日、性別、券番号、転出 / 死亡フラグ、市町村コード、接種履歴登録日時、接種日、接種自治体コード、接種会場 / 医療機関名、接種医師名、接種ワクチン名、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号、券種、接種回数、先行接種対象者フラグ、要配慮者フラグ、住所、電話番号、メールアドレス、消除区分、異動事由、異動年月日、転出先住所、前住所、国籍、在留許可区分、在留資格、在留期間、規制情報、備考その他国が指定する情報</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託契約における規定</p> <p>( 1 ) 委託事業者に対し、条例、規則、個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。</p> <p>( 2 ) 外部サービスを利用する場合は、江戸川区情報セキュリティポリシー第 3 章「江戸川区情報管理安全対策基準 11. 外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。</p> <p>2 委託事業者の選定基準</p> <p>( 1 ) 業務従事者に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。</p> <p>( 2 ) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾又は公益財団法人日本適合認定協会等の運用する ISMS 認証を取得していること。</p> <p>( 3 ) 3 に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>3 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>( 1 ) 条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るための措置を講ずること。</p> <p>( 2 ) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。</p> <p>( 3 ) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p> <p>( 4 ) 作業室、執務室等へ入退室ができる者を限定し、入退室について</p>

	<p>適正に管理すること。</p> <p>( 5 ) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>( 6 ) 電子媒体及び紙媒体は、専用キャビネット等に施錠の上、保管すること。</p> <p>( 7 ) 契約終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告をすること。</p> <p>( 8 ) 当該業務において使用する機器は、区又は委託事業者が用意する端末を使用すること。</p> <p>( 9 ) 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施すこと。 また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理すること。</p> <p>( 10 ) 個人情報の電算処理を行う委託事業者の機器は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定すること。</p> <p>( 11 ) 区と委託業者間の暗号化された電子媒体及び紙媒体の搬送は、施錠可能なケースを用いることとし、担当課において区職員と委託事業者の業務従事者が直接受渡し及び返却を実施すること。</p> <p>( 12 ) 事故、災害又はトラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>( 13 ) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。</p>
<p>実施機関の対策</p>	<p>1 物理的セキュリティ対策</p> <p>( 1 ) 区のシステム及び全庁 LAN ファイルサーバー内の委託専用フォルダの利用に係る個人情報は、iDC 及び区役所本庁舎に設置されたサーバーで管理する。</p> <p>( 2 ) 個人情報の電算処理を行う機器は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定する。セキュリティワイヤーの鍵は、保護管理責任者の指定する職員が管理する。</p> <p>( 3 ) 個人情報を保管する執務室等へ入室できる者を限定し、入退室について適正に管理する。</p> <p>2 人的セキュリティ対策</p> <p>保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則、情報セキュリティポリシー等を遵守させることを徹底する。</p> <p>3 運用上のセキュリティ対策</p> <p>( 1 ) 委託事業者で行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。</p> <p>( 2 ) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講ずる。</p> <p>( 3 ) 個人情報を含む紙媒体は鍵付きケースに収納し、電子媒体は暗号化の上、区職員と委託事業者が担当課において直接受渡しを行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別、数量その他必要な事項を受払簿に記録する。作業終了後の返却時においては、受け渡された情報媒体種別及び数量その他必要な事項を確認の上、受渡し時同様に返却の記録をする。</p>

	<p>( 4 ) 必要に応じ、委託事業者の現場査察を実施する。</p> <p>( 5 ) 委託業務において処理を行うシステムを取扱うことができる者を限定し、ID 及びパスワードによりアクセス権を制御する。外部から接続できないように保護対策を施し、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理する。</p>
--	---

# 令和3年度第20号議案

令和3年度第5回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「江戸川区立共育プラザの運営に係る業務の外部委託における個人情報の項目の追加について」

主管課：文化共育部健全育成課

添付資料

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書   | p. 1        |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 6 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会長 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

江戸川区立共育プラザの運営に係る業務の外部委託における個人情報の項目の追加について

2 諮問理由

江戸川区立共育プラザの運営に係る業務の民間事業者への委託において、委託する施設を 3 館から 5 館に拡大するとともに、取り扱う個人情報の項目を追加するに当たり、当該業務には、電子計算組織による個人情報の処理が含まれていることから、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

文化共育部健全育成課

# 写

21 文健送第 106 号  
令和 3 年 10 月 18 日

総務部長 殿

文化共育部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

## 記

### 1 諮問事項

江戸川区立共育プラザの運営に係る業務の外部委託における個人情報の項目の追加について

### 2 諮問理由

江戸川区立共育プラザの運営に係る業務の民間事業者への委託（ ）において、委託する施設を 3 館から 5 館に拡大するとともに、取り扱う個人情報の項目を追加するに当たり、当該業務には、電子計算組織による個人情報の処理が含まれていることから、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

令和 2 年 3 月諮問答申済み

### 3 実施目的

江戸川区（以下「区」という。）では、共育・協働の理念を実践する場として、地域における世代間の交流を通じ、青少年（おおむね 18 歳未満の者をいう。）の健全育成、子育て支援等を図る施設として、平成 17 年に江戸川区立共育プラザを設置し、令和 2 年度からは運営に係る業務を専門的な知識と実績のある民間事業者に委託して行っている。

令和 4 年度からは、既に委託している 3 館に加え、共育プラザ葛西及び南篠崎についても、民間事業者に委託することとする。

また、当該業務では、受付業務として、利用登録申請書の基本情報のうち、氏名、学校名及び学年を受託事業者が設置する電子計算機器（以下「受託事業者 PC」という。）で取り扱っているが、子どもの安全管理と業務の適正化のため、住所、生年月日、年齢及び電話番号を追加で取り扱うこととした。

さらに、利用者情報管理業務においても、配慮が必要なユースサポート（ ）登録者への支援実施のため、当該利用者の家庭状況、支援内容及び施設利用に関わる情報を受託事業者 PC で取り扱っているが、より詳細なアセスメントと適切な支援を行うため、心身

の状況、成育歴、通学・学業状況及び生活状況を追加で取り扱うこととする。

江戸川区立共育プラザの運営に係る業務において、取り扱う個人情報の項目を追加することで、多様化する子どもの生活やニーズへの対応、課題を抱える子どもへの適切な支援が可能となり、もって区民の福祉の向上を図るものである。

不登校等、福祉的課題を抱える子どもを対象とし、個別支援計画の作成やケース管理、学習サポート面談等の個別支援を行う事業。

#### 4 実施時期

令和3年 11月 審査会への諮問  
 12月 共育プラザ葛西・南篠崎の委託事業者選定  
 令和4年 4月 委託業務開始

#### 5 担当部課

文化共育部健全育成課（以下「健全育成課」という。）

#### 6 業務の内容

項目	内容
業務の内容	委託事業者は次の業務を行う。 1 館の運営（受付、施設貸出業務、安全・衛生管理等） 2 事業実施（中高生支援、子育て支援、世代間交流等） 3 施設管理（防火管理、防災・防犯対策、Wi-Fi 管理等） 4 その他
電子計算組織により個人情報を取り扱う業務の処理方法	1 受付業務 （1）新規利用者に利用登録申請書を提出してもらい、利用登録証を発行する。 （2）利用登録申請書の基本情報のうち、氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、学校名及び学年を受託事業者 PC に入力し、データ管理をする。 2 利用者情報管理業務 配慮が必要なユースサポート登録者の家庭状況、心身の状況、成育歴、通学・学業状況、生活状況、支援内容及び施設利用に関わる情報について受託事業者 PC 内でファイルを作成し、管理する。
運用方法	管理責任者 文化共育部健全育成課長（以下「健全育成課長」という。） 運用担当者 健全育成課長が指定する係の係長（以下「所管係長」という。）
履行場所	共育プラザ平井（江戸川区平井七丁目 21 番 6 号） 共育プラザ中央（江戸川区松島一丁目 38 番 1 号グリーンパレス新館 2 階及び 5 階） 共育プラザ南小岩（江戸川区南小岩四丁目 5 番 8 号） 共育プラザ葛西（江戸川区宇喜田町 175 番地） 共育プラザ南篠崎（江戸川区南篠崎町三丁目 12 番 8 号）

## 7 個人情報の保護対策

項目	内容																																																	
対象者	共育プラザ利用者（乳幼児とその保護者、小学生、中学生、高校生）																																																	
情報の内容	<p>1 個人情報の項目</p> <p>(1) 共育プラザ利用登録申請書 氏名、住所、生年月日、電話番号、学校名、学年及び年齢（申請書に記入後、利用登録証を発行する。）</p> <p>(2) 利用者情報管理 氏名、住所、生年月日、電話番号、学校名、学年、年齢、利用者の家庭状況、心身の状況、成育歴、通学・学業状況、生活状況及び支援内容</p> <p>2 委託処理予定件数 令和2年度利用者数（下表）と同程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>乳幼児</th> <th>小学生</th> <th>中学生</th> <th>高校生</th> <th>保護者等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共育プラザ平井</td> <td>5,857</td> <td>4,312</td> <td>2,675</td> <td>2,264</td> <td>5,763</td> <td>20,871</td> </tr> <tr> <td>共育プラザ葛西</td> <td>4,583</td> <td>3,054</td> <td>7,796</td> <td>4,881</td> <td>4,539</td> <td>24,853</td> </tr> <tr> <td>共育プラザ南小岩</td> <td>7,084</td> <td>3,198</td> <td>5,454</td> <td>2,706</td> <td>7,316</td> <td>25,758</td> </tr> <tr> <td>共育プラザ南篠崎</td> <td>10,737</td> <td>3,171</td> <td>7,479</td> <td>2,577</td> <td>9,991</td> <td>33,955</td> </tr> <tr> <td>共育プラザ中央</td> <td>7,227</td> <td>4,705</td> <td>4,099</td> <td>2,547</td> <td>6,743</td> <td>25,321</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>35,488</td> <td>18,440</td> <td>27,503</td> <td>14,975</td> <td>34,352</td> <td>130,758</td> </tr> </tbody> </table>		乳幼児	小学生	中学生	高校生	保護者等	合計	共育プラザ平井	5,857	4,312	2,675	2,264	5,763	20,871	共育プラザ葛西	4,583	3,054	7,796	4,881	4,539	24,853	共育プラザ南小岩	7,084	3,198	5,454	2,706	7,316	25,758	共育プラザ南篠崎	10,737	3,171	7,479	2,577	9,991	33,955	共育プラザ中央	7,227	4,705	4,099	2,547	6,743	25,321	合計	35,488	18,440	27,503	14,975	34,352	130,758
	乳幼児	小学生	中学生	高校生	保護者等	合計																																												
共育プラザ平井	5,857	4,312	2,675	2,264	5,763	20,871																																												
共育プラザ葛西	4,583	3,054	7,796	4,881	4,539	24,853																																												
共育プラザ南小岩	7,084	3,198	5,454	2,706	7,316	25,758																																												
共育プラザ南篠崎	10,737	3,171	7,479	2,577	9,991	33,955																																												
共育プラザ中央	7,227	4,705	4,099	2,547	6,743	25,321																																												
合計	35,488	18,440	27,503	14,975	34,352	130,758																																												
管理責任体制	<p>保護管理責任者 健全育成課長</p> <p>保護管理事務取扱者 所管係長</p>																																																	
外部委託に係る対策	<p>1 委託事業者</p> <p>(1) 共育プラザ平井・南小岩 法人名 特定非営利活動法人ワーカーズコープ 所在地 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋 ISP タマビル7階 代表者 田嶋 羊子</p> <p>(2) 共育プラザ中央 法人名 特定非営利活動法人キッズドア 所在地 東京都中央区新川二丁目1番11号 八重洲第一パークビル7階 代表者 渡辺 由美子</p> <p>(3) 共育プラザ葛西・南篠崎は令和3年12月に事業者決定 (1)の事業者はプライバシーマーク、(2)の事業者はISMS認証を取得している。</p> <p>2 委託契約における規定 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下</p>																																																	

「規則」という。) 個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、従事者に対する秘密保持義務を契約書等に明記する。

### 3 委託事業者の選定基準

- (1) 業務従事者に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。
- (2) 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県において、子育てひろば事業又は中高生支援事業に関し、3年以上の実績を有していること。
- (3) 4に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。

### 4 委託業務に係る個人情報保護対策

- (1) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。
- (2) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。
- (3) 受託事業者は、本事業の実施過程で知り得た業務上の秘密について、第三者に漏らしてはならず、職員、ボランティア等に機密保持の誓約をさせること。
- (4) 個人情報が記載されている書類及び記録媒体は、施錠できるキャビネットなど安全な場所に保管すること。
- (5) 受託事業者 PC は、取扱者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施していること。
- (6) 受託事業者 PC は、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、システム及びデータの保護を図ること。
- (7) 受託事業者 PC は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定すること。
- (8) 受託事業者は、個人情報をみだりに他人に知らせてはならず、契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。
- (9) 受託事業者は、個人情報の改ざん及び滅失を防止する措置を講じること。
- (10) 受託事業者は、区の書面による承認がない限り、第三者に個人情報の取扱いの再委託又は下請けをさせてはならないこと。
- (11) 受託事業者は、あらかじめ区の承認を受けた場合を除き、個人情報を複写し、又は複製してはならないこと。
- (12) 受託事業者は、個人情報の漏えい、滅失、き損、その他の個人情報の適切な管理に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合は、直ちにその状況を区に報告し、区の指示を受けこれに従うこと。
- (13) 受託事業者は、個人情報が記録された媒体を、契約により行う業務の終了後、区と協議の上、直ちに区に返却し、又は社会通念上確実な方法による廃棄若しくは消去を行うこと。
- (14) 受託事業者は、個人情報が記録された媒体の搬送において、社会通念上安全が確保された措置を講じること。
- (15) 区は受託事業者の個人情報の管理状況が不適切と認められるときは

	<p>受託事業者に対して必要な指示を行うことができるものとし、受託事業者はこれに従うものとする。</p> <p>(16) 受託事業者は、区と連携して従事者に対する定期的な研修を実施するものとする。</p> <p>(17) 前各号に掲げる事項に受託事業者が違反した場合は、区はこの契約を解除できるものとし、受託事業者は区に生じた損害を賠償すること。</p> <p>(18) 受託事業者はプライバシーポリシーを定めるとともにプライバシーマーク又は ISMS 認証の取得に努めるものとする。</p>
<p>実施機関の 対策</p>	<p>1 人的セキュリティ対策</p> <p>(1) 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>(2) 個人情報保護及び情報セキュリティの維持に関する研修を実施する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 個人情報を含む紙媒体、電子媒体等の受渡しは、健全育成課において、区職員と委託事業者の業務従事者が直接行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別及び数量その他必要な事項を受付簿に記録する。</p> <p>(2) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 委託事業者が行う業務手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、業務に不備がないか点検を行う。</p> <p>(4) 委託事業者に対し、プライバシーマーク又は ISMS 認証を取得するよう指導する。</p>